

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 7 月 1 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1501049 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600070 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年1月21日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

平成4年1月21日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成4年1月21日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年1月21日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録によると、平成4年1月21日から同年2月1日までの期間が被保険者期間となっていない。平成4年2月1日にA社からC社に異動するまでに空白期間はなく継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構から提出された同僚の預金通帳の写し及び複数の同僚の回答によると、請求者がA社及びC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者と一緒に異動したと陳述している複数の同僚に係る雇用保険の記録及び当該同僚の回答から判断すると、平成4年2月1日とすることが必要である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社における平成3年12月の厚生年金保険の記録から、50万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、平成4年1月21日から同年2月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る

厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日（平成4年1月20日）の翌日である同年1月21日となっており、離職年月日は同日であることから社会保険事務所及び公共職業安定所の双方がこれらを誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年1月21日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成4年1月21日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600135 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600069 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における被保険者資格喪失日が昭和 58 年 9 月 1 日となっているが、昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 31 日まで寮母として勤務していたので、被保険者資格喪失日を昭和 59 年 4 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における退職日は、昭和 59 年 3 月 31 日である旨主張している。

しかしながら、雇用保険の記録により、請求者のA社における離職日は、昭和 58 年 8 月 31 日であることが確認できる上、請求者は、同年 9 月 9 日に求職の申込みを行い、同年 10 月 16 日から昭和 59 年 1 月 13 日までの期間について基本手当を受給していることが確認できる。

また、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 58 年 9 月 1 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格喪失日が訂正された形跡は見当たらず、当該記録はオンライン記録と一致している上、同年 9 月 8 日に請求者の健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

さらに、請求者の同僚 18 名に照会し、7 名から回答を得たが、請求者のA社における勤務期間を記憶している者を確認することはできない。

加えて、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保管しておらず、事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料がないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。